



27生消生第423号
平成27年12月16日

日本百貨店協会
会長 茶村 俊一 様

東京都生活文化局
消費生活部長 山本 明



子供に対するコイン形電池等の安全対策について（提案・要望）

日頃より、東京都の消費生活行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、東京都は、本年7月から消費者団体、事業者団体、学識経験者等で構成する「東京都商品等安全対策協議会」において、「ボタン電池等の安全対策」について検討してまいりました。

この度、協議会から東京都に対し、別添のとおり報告があり、ボタン電池等の誤飲により重症事故が発生している実態が明らかにされ、安全確保に向けた取組が必要であるとの提言がなされました。

特に、ボタン電池等の中でも直径20mmの『コイン形リチウム電池』の誤飲は食道に留まり潰瘍をつくるなど、最悪の場合、死に至る危険性があり、それを消費者へ強く訴えていく必要があるとされました。このため、今回の提言では、「ボタン電池等」を「コイン形電池等」と表記しております。

コイン形電池等の誤飲事故防止を図ることが喫緊の課題であり、この報告を受け、東京都は、関係事業者団体等に対して早急に安全対策を講じていただくよう、提案・要望を行うことといたしました。

貴職におかれましては、下記の事項について会員に周知を図り、推進されますよう、提案・要望いたします。

記

1 コイン形電池等の安全対策

協議会のアンケート調査では、2割強の人が100円ショップやスーパーなどのプライベートブランドの電池を購入しており、これらプライベートブランドのコイン形電池等についても安全対策を促進する必要があることから、プライベートブランドの電池の製造、販売においては、一般社団法人電池工業会のガイドライン等に基づき、子供が開けにくいパッケージへの改良や消費者への注意表示の改善など安全対策を推進すること。

2 コイン形電池等使用製品に関する安全対策

協議会のアンケート調査では、製品の電池が外れた製品の電池室は、工具

を使用しないで電池室が開けられる製品が半数以上あり、市場には、安全対策が十分でない商品も流通されており、また、それらの入手経路は、「家電量販店・スーパー・ホームセンター」「おもちゃ・子供用品専門店」「100円ショップ」「景品・粗品・おまけでもらった」など様々であったことから、輸入・流通・販売段階においても、消費者が安全な商品を選択できるよう、安全な商品の仕入れ・販売促進を図ること。

販売時は、消費者への注意喚起の有効な機会であると捉え、店頭でのPOP広告の活用や商品の陳列の工夫など、消費者に対し、安全な商品の普及促進を図ること。

安全な商品の仕入れ・販売においては、経済産業省の「製品安全に関する流通事業者向けガイド」や「流通事業者 マーチャンダイザー・バイヤー向け製品安全チェックリスト」等を活用すること。

3 消費者の安全意識の向上

(1) コイン形リチウム電池の誤飲の危険性の周知徹底

協議会のアンケート調査では、コイン形リチウム電池の誤飲が「死に至ることがある」ことを知らない人が半数以上おり、この危険性について、さらなる周知を図るとともに、誤飲の未然防止に向けた注意喚起について積極的に取り組む必要があることから、あらゆる機会を活用し、コイン形リチウム電池の誤飲は、「死に至ることがある」危険性について消費者への周知徹底を図ること。周知徹底に当たっては、協議会の実験画像を活用し、視覚的に訴えるなど、消費者に分かりやすい注意喚起を積極的に行うこと。

商品パッケージの表示のほか、ホームページへの掲載やリーフレットの作成、イベント開催時における広報などあらゆる機会を捉え、コイン形リチウム電池の誤飲は「死に至ることがある」危険性があることを消費者に届くよう、繰り返し周知を図ること。

(2) 消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起

注意喚起に当たって、協議会の調査から得られた消費者の使用実態や「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験が起きた状況等を踏まえ、より具体的な注意喚起を行い、誤飲事故防止に向けた行動に結びつく啓発を行っていくこと。また、協議会の調査では、ヒヤリ・ハットを含め、事故が発生した場合に、大半の人は、事故が起きたことについて、製造事業者や消費生活相談窓口へ報告や相談をしていないことから、誤飲事故が起きた際には医師や日本中毒情報センターなどに相談するだけでなく、さらに同種の事故を防止するため、事故時の対応結果等については、製造事業者や消費生活相談窓口へ情報提供する旨も注意喚起していくこと。

○コイン形電池等の危険性及びその取扱いについての具体的な注意喚起事項
協議会のアンケート調査により明らかになった消費者の認識や使用実態を踏まえ、以下の事項について注意喚起する。

- ・「電池は幼児の手の届かないところに置く」「電池を飲み込んだ場合は、すぐに医師に相談する」など、コイン形電池等の警告表示事項を守る

- ・保護者が、子供が電池を誤飲する瞬間を見ることは少なく、誤飲しても症状は胃のむかつきや微熱といった子供によく見られるものであり、発見が遅れるという問題がある。そのため、誤飲が疑われる場合は、躊躇することなく、すぐに医師に相談する。
- ・引き出しにしまうなど、コイン形電池等の保管場所を所定の場所に決めていても誤飲の「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」事例が起きていることから、子供のいる家庭では、必要以上のコイン形電池等は買い置きをしない。
- ・保管する場合は、子供の手が届かない場所でパッケージに入れたまま保管する。子供の手の届かない場所とは、届かないと保護者が判断するのではなく、手の届く範囲のデータ（「子どものからだ図鑑」報告書資料 9-1）等に基づいた子供の手が届かない場所や、鍵のかかる引き出しなど、確実に子供が手に触れることができない場所とするとともに、家族で保管場所を決め、コイン形電池等の数を確認する。
- ・子供の見えるところで電池交換をしない。また、電池交換時に短時間放置する「ちょい置き」も絶対にしない。
- ・使用済みのコイン形電池等は、回収ボックス又は各自治体で定められた方法で速やかに廃棄し、できるだけ保管をしないようにする。やむを得ず、使用済みの電池を廃棄するまで保管する場合はテープを巻いて絶縁した上で、未使用の電池同様、十分に注意して保管する。
- ・購入時に必ず注意表示を確認する。

○コイン形電池使用製品の取扱いについての具体的な注意喚起事項

消費者がコイン形電池等使用製品を購入する際に、電池室の安全性を確認し、安全対策が施された商品を選択できるよう、消費者に対し普及啓発を行うこと。

消費者のコイン形電池等使用製品の使用に当たって、誤飲防止のため、誤使用の禁止、対象年齢の徹底、兄弟がいる場合の注意など、以下の具体的な注意事項について積極的な情報提供を図ること。

- ・コイン形電池等使用製品を購入する際には、電池室の安全性について、電池室の構造、衝撃に強いことや電池室を開けた際に電池が飛び出さないこと等を確認し、安全対策が施された商品を選択する。
- ・おもちゃを購入する際には、ST マーク適用製品など、安全に配慮されたものを選択する。
- ・おもちゃ以外のコイン形電池等使用製品は、遊び道具としないなど、子供に触らせない。
- ・おもちゃについて、電池室が壊れているものは使わせない。定期的に点検を行う。
- ・子供に対し、コイン形電池等の誤飲の危険性や取扱いについて、分かりやすく伝える。
- ・兄弟姉妹がいる場合は、おもちゃの対象年齢の徹底を図るとともに、兄や姉がコイン形電池等を取り出さないよう留意する。
- ・誤飲事故の早期発見のため、家庭にあるコイン形電池等使用製品の数、使用するコイン形電池等の種類、数を確認する。

4 消費者への効果的な普及啓発

下記の観点も踏まえ、消費者に効果的な注意喚起を行っていくこと。

- (1) コイン形電池等の誤飲の危険性及び誤飲防止のための注意事項については、消費者に広く注意喚起できるよう、あらゆる機会を捉え、様々な媒体を活用した広報を行うこと。
- (2) 乳幼児を持つ若い世代の多くは、インターネットやソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）を利用していることから、インターネットやツイッター、facebookなどのSNS、例えば「子育て応援サイト」や「子育て応援ナビ」などを有効活用し、ユーザー側からの情報発信を促進するなど、対象に届く効果的な広報を展開していくこと。
- (3) 子供向けのイベントや子育て支援イベントなど、乳幼児を持つ世代が多く集まるイベントと連携し、さらに、協議会の再現実験の映像や写真などを活用し、誤飲の危険性を視覚的に訴えるとともに、購入時における安全な商品の選択、家庭でのコイン形電池等やコイン形電池等使用製品の取扱いに係る注意事項などについての普及啓発を図ること。
- (4) 啓発は保護者だけでなく、祖父母や周囲の人も含めた幅広い層に対し、繰り返し行っていくこと。
- (5) 都が把握した事件事例では、0歳児、1歳児が約8割を占めていることから、コイン形電池等の誤飲の危険性や、誤飲防止に向けたコイン形電池等やコイン形電池等使用製品の取扱いに係る注意事項について、出産前や出産直後に情報が行き届くような普及啓発を積極的に図ること。

5 消費者が安全な製品を選択できるような販売時における広報

多くの消費者が安全な製品を選択できるよう、安全な製品の仕入れ・販売を促進するとともに、POP広告の活用や商品の陳列の工夫など、安全な商品の販売促進を図る工夫を凝らすことにより、販売時における消費者への安全な商品の普及を図ること。

また、コイン形電池等及びコイン形電池等使用製品の注意事項についても、商品の記載に加え、売り場に掲示するなど、消費者に対し、積極的な情報提供を図ること。

6 事故情報等の収集と活用体制の整備

(1) 業界としての相談窓口の周知徹底と事故情報データの活用

コイン形電池等の誤飲に関する事故情報は、ヒヤリ・ハット経験を含め、報告や相談がされにくく、商品の改善や基準の改定につながりにくい状況にあるため、関連機関等との連携による事故情報の収集に努め、受け付けた情報の共有や活用の仕組みを整えていくこと。

また、事故について、消費者の意識不足や誤使用や不注意とするだけで終わらせず、収集した情報を商品改善等につなげ、安全性の高い商品の普及に努めること。さらに、商品改善などに伴い、使用実態も変わっていくことも想定されるため、事故情報の収集は継続的に行い、商品改善等の効果について定期的に検証することで、更なる事故の未然・拡大防止につなげていくこと。